

## 設計業務にかかる県土整備部の発注基準について

(平成13年 7月1日改正)  
(平成14年 1月7日改正)  
(平成14年 7月1日改正)  
(平成15年 4月1日改正)  
(平成18年 6月1日改正)

設計業務の指名・発注にあたっては、下記事項及び別紙発注基準によることとする。

### 記

管理技術者及び照査技術者として、業務の区分に対応した技術士又は、これと同等の能力を有する技術者(技術管理者)、あるいは、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)を配置すること。

管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

管理技術者は、打ち合わせ等には必ず出席すること。

簡易な業務および災害復旧等緊急を要する業務以外は原則プロポーザル方式による発注とする。

測量業務を合冊発注する場合は測量業務相当額を考慮し、測量業務発注基準に留意するとともに、測量の有資格者の配置確認も行うこと。

(定義)

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
3. 「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
4. 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規定第3条第1号口に該当する者で、国土交通大臣が認定した者。
  - ・当該部門に関し30年以上の実務経験
  - ・大学又は高等専門学校卒業後、当該部門に関し20年以上の実務経験
  - ・当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験
  - ・当該部門に関するRCCM資格取得後5年以上の実務経験
  - ・当該部門に関する技術士試験合格者
5. 「RCCM」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第46条に基づくRCCM資格制度施行規定第4条の規定に合格し第8条の登録をした者

(別紙)

## 県土整備部における発注基準

業務の程度(区分)	業務内容(例示)	発注基準	管理技術者	照査技術者
簡易な業務 (A)	・小規模な災害復旧の設計等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門を問わない
標準的な業務 (B)	・単純橋 ・河川構造物(護岸、床止工、樋門、樋管) ・流路工・山腹工等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定
高度な業務 (C)	・連続橋 ・河川構造物(排水機場) ・シールド及び推進工法等 ・港湾、海岸構造物等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定
難度の高い業務 (D)	・特殊橋梁 ・治水・多目的ダム ・下水処理場設計 ・港湾、海岸構造物(波浪推算)等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

注) 1: 業務内容により複数部門に技術者を有する会社とすることが出来る。

注) 2: 各事業課の運用は別紙による。

注) 3: 国土交通省の建設コンサルタント登録規程の登録部門に登録していない部門においてRCCM資格取得者が管理技術者または照査技術者として担当できる業務は、簡易な業務(A)までとする。

注) 4: 業務の程度が(B)～(D)については、管理技術者又は照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限る。

注) 5: 管理技術者の兼務業務数は2,500万円以上の業務3件まで、または2,500万円以下の業務は2,500万円以上の業務を含め5件までとする。

注) 6: 業務の程度が(B)～(D)については、プロポーザル方式によるものとする。

注) 7: 測量業務と合冊して発注する場合には、測量業務の発注基準も考慮し、有資格者の確認も行うこと。